

令和5年4月吉日

お客さま各位

東予信用金庫

### 預金規定改定のお知らせ

平素より、東予信用金庫をご利用いただき誠にありがとうございます。

当金庫では、令和5年10月1日から「未利用口座管理手数料」を新設することに伴い、下記のとおり規定の改定を行うこととしましたのでお知らせします。

なお、改定後の規定は、改定前からお取引いただいているお客さまに対しても適用されますので、予めご了承ください。何卒ご理解を賜りますようお願い申し上げます。

記

#### 1. 預金規定改定について

##### (1) 対象となる預金規定

普通預金・納税準備預金・貯蓄預金共通規定、決済用普通預金規定

##### (2) 改定内容

以下の条項を改定（下線部分）いたします。

(解約等)

(1) この預金を解約する場合には、通帳および届出の印章を持参のうえ、当店に申出てください。ただし、当金庫が認めたときは、預金者本人による当金庫所定の手続きにより、預金者本人の署名をもってこれに替えることができます。

以下の条項を新設いたします。

(未利用口座管理手数料)

(1) 次のすべてに該当する口座を未利用口座とし、当金庫所定の未利用口座管理手数料をいただきます。

- ① 令和5年10月1日以降に開設された口座であること
- ② 預入れまたは払戻し（利息の組入れおよび未利用口座管理手数料の引落としを除きます。）の利用が2年以上一度もないこと
- ③ 預金残高が1万円未満であること
- ④ 同一店舗において、定期性預金・保険などの預かり金融資産等のお取引がないこと
- ⑤ 同一店舗において、借入がないこと
- ⑥ 個人のお客さまで、年齢が18歳未満でないこと

(2) 前項すべての条件に該当した場合、口座名義人に対してお届けの住所にご案内文書を送付します。ご案内文書の送付後、3カ月経過後においてもお取引がないときは、案内文書不着の場合でも、当該口座から払戻請求書等によらず、未利用口座管理手数料を引落とします。なお、翌年以降も未利用の状態が継続する場合は、同様に手数料を引落とします。

(3) 未利用口座管理手数料の引落としに際し、口座残高が不足する場合は、その残高を手数料の一部として充当したうえで、通知することなく当金庫所定の方法により当該口座を解約することができるものとします。この場合、手数料の不足分を別途いただくことはいたしません。

(4) ご負担いただいた手数料の返却および解約した口座の再利用には応じられません。

##### (3) 適用開始日

令和5年10月1日

以上